

平成 25 年度 情報公開の状況



平成 25 年度の北但行政事務組合の情報公開状況についてお知らせします。

請求件数は 9 件、処理状況及び公開の詳細は次のとおりです。

番号	請求日	請求内容	請求者区分	開示区分	開示区分決定理由	開示しない部分	実施方法
1	平成 26 年 1 月 10 日	タクマグループ、荏原環境プラントグループが北但行政事務組合に提出した北但ごみ処理施設整備運営事業提案書	住民	部分開示	条例第 7 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号	印影、氏名及び条例第 15 条第 3 項に規定する「当該公文書の開示に反対の意思を表示」、及び著作権法第 18 条第 3 項第 3 号に規定する「別段の意思表示」をした部分	閲覧 交付
2	平成 26 年 1 月 10 日	タクマグループ、荏原環境プラントグループが北但行政事務組合に提出した北但ごみ処理施設整備運営事業提案書	住民	部分開示	条例第 7 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号	印影、氏名及び条例第 15 条第 3 項に規定する「当該公文書の開示に反対の意思を表示」、及び著作権法第 18 条第 3 項第 3 号に規定する「別段の意思表示」をした部分	閲覧 交付
3	平成 26 年 1 月 10 日	タクマグループ、荏原環境プラントグループが北但行政事務組合に提出した北但ごみ処理施設整備運営事業提案書	住民	部分開示	条例第 7 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号	印影、氏名及び条例第 15 条第 3 項に規定する「当該公文書の開示に反対の意思を表示」、及び著作権法第 18 条第 3 項第 3 号に規定する「別段の意思表示」をした部分	閲覧 交付
4	平成 26 年 1 月 10 日	タクマグループ、荏原環境プラントグループが北但行政事務組合に提出した北但ごみ処理施設整備運営事業提案書	住民	部分開示	条例第 7 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号	印影、氏名及び条例第 15 条第 3 項に規定する「当該公文書の開示に反対の意思を表示」、及び著作権法第 18 条第 3 項第 3 号に規定する「別段の意思表示」をした部分	閲覧 交付

5	平成26年 1月10日	タクマグループ、荏原環境プラントグループ が北但行政事務組合に提出した北但ごみ処理 施設整備運営事業提案書	住民	部分 開示	条例第7条 第1号、第 2号及び第 3号	印影、氏名及び 条例第15条 第3項に規定 する「当該公文 書の開示に反 対の意思を表 示」、及び著作 権法第18条 第3項第3号 に規定する「別 段の意思表示」 をした部分	閲覧 交付
6	平成26年 1月10日	タクマグループ、荏原環境プラントグループ が北但行政事務組合に提出した北但ごみ処理 施設整備運営事業提案書	住民	部分 開示	条例第7条 第1号、第 2号及び第 3号	印影、氏名及び 条例第15条 第3項に規定 する「当該公文 書の開示に反 対の意思を表 示」、及び著作 権法第18条 第3項第3号 に規定する「別 段の意思表示」 をした部分	閲覧 交付
7	平成26年 1月10日	タクマグループ、荏原環境プラントグループ が北但行政事務組合に提出した北但ごみ処理 施設整備運営事業提案書	住民	部分 開示	条例第7条 第1号、第 2号及び第 3号	印影、氏名及び 条例第15条 第3項に規定 する「当該公文 書の開示に反 対の意思を表 示」、及び著作 権法第18条 第3項第3号 に規定する「別 段の意思表示」 をした部分	閲覧 交付
8	平成26年 1月10日	タクマグループ、荏原環境プラントグループ が北但行政事務組合に提出した北但ごみ処理 施設整備運営事業提案書	住民	部分 開示	条例第7条 第1号、第 2号及び第 3号	印影、氏名及び 条例第15条 第3項に規定 する「当該公文 書の開示に反 対の意思を表 示」、及び著作 権法第18条 第3項第3号 に規定する「別 段の意思表示」 をした部分	閲覧 交付
9	平成26年 1月10日	タクマグループ、荏原環境プラントグループ が北但行政事務組合に提出した北但ごみ処理 施設整備運営事業提案書	住民	部分 開示	条例第7条 第1号、第 2号及び第 3号	印影、氏名及び 条例第15条 第3項に規定 する「当該公文 書の開示に反 対の意思を表 示」、及び著作 権法第18条 第3項第3号 に規定する「別 段の意思表示」 をした部分	閲覧 交付